

## 次世代育成支援対策「一般事業主行動計画」

社員がより子育てに関われるよう、以下の対策を実施する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2026年3月31日

2. 内容

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1：産前産後休暇および育児休業取得の促進

目標2：小学校就学前の子を持つ従業員が利用できる制度の拡充

<対策>

1. 就業規則及び育児・介護休業等に関する規程により、育児休業制度の周知

2. 小学校就学前の子を持つ従業員を対象に、所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限および育児短時間勤務の促進

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3：所定外労働の削減のための措置の実施

目標4：年次有給休暇取得促進のための措置の実地

<対策>

1. ノー残業（水曜日）の徹底および所定外労働時間の目標設定による削減促進

2. 全社休業による計画的一斉付与（4日）及び誕生日休暇の完全利用促進

(3) その他次世代育成支援対策に関する事項

目標5：子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施

目標6：子どもが保護者である労働者の仕事を理解する機会の提供及び社員と家族が交流する社内行事の実施

目標7：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供

<対策>

1. 町内（子供会）行事に参加・交流し、子育てを支援する

2. 工事現場の視察を兼ねた家族交流行事の実施

3. 中学生、高校生および大学生に就業体験機会の提供

4. 家庭および就活する学生に向けたホームページ・フェイスブックによる交流行事等の広報および社内情報誌の定期発行

